

○警察庁告示第一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する権限及び事務を委任する件の制定及び廃止の件（令和四年警察庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

警察庁長官 露木 康浩

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十六条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十二條第二項の規定により、警察庁長官の所掌に係る同法第五章第四節第一款から第三款までに定める権限及び事務のうち、別表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和四年四月一日とすることとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十七年警察庁告示第二号（警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件）は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。

改正前

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二百二十四条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第三十條第二項の規定により、警察庁長官の所掌に係る同法第五章第四節第一款から第三款までに定める権限及び事務のうち、別表上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和四年四月一日とすることとしたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

なお、平成十七年警察庁告示第二号（警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件）は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。